



新年度が始まりました。4日清明、20日穀雨、29日昭和の日

1. April 改正情報・案内

(1) 現在、**雇用保険の指定の手続き**ではマイナンバーの記載が義務付けられているものの、記載していない場合でも届出は受理されています。しかし、**平成30年5月以降は、マイナンバーの記載のないものは返戻**されるようになります。マイナンバーの記載が必要な下記の届出の中で、給付関係につきましては受給期間途中の場合でも届出をお願いしますので宜しく

お願い致します。① 雇用保険被保険者資格取得届 ② 雇用保険被保険者資格喪失届 ③ 高年齢雇用継続給付支給申請 育児休業給付支給申請 ⑤ 介護休業給付支給申請

(2) 先月号でもご案内致しましたが、日本年金機構で手続きが刷新されマイナンバー記入届出で便利になるとご説明致しました。氏名変更も届出不要となります(被扶養者については従来通り届出必要、法律ワンポイントご参照)。しかし、日本年金機構が年金入力業務委託のSAY企画が再委託禁止にも関わらず中国企業へ再委託した問題が明るみとなり、年金機構の信用問題に影響を与え「**マイナンバー連結も当面延期と報じられました**」。ところが最寄りの年金事務所に確認しましたところ、本省よりマイナンバー記入のストップはかかっていないとの事で、新様式で記入は可能との事です。

(3) 先月に健康・介護保険料率変更があり、通常は今月支払給与から変更です。また、雇用保険においては実労働4月分としての給与から満64歳以上の高年齢者の免除となります。**設定にご注意ください**。

※ (労使折半料率) **健康保険 49.5 (愛知) / 1000**、**介護保険 7.85 / 1000**
厚生年金保険 91.5 / 1000 **雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)**

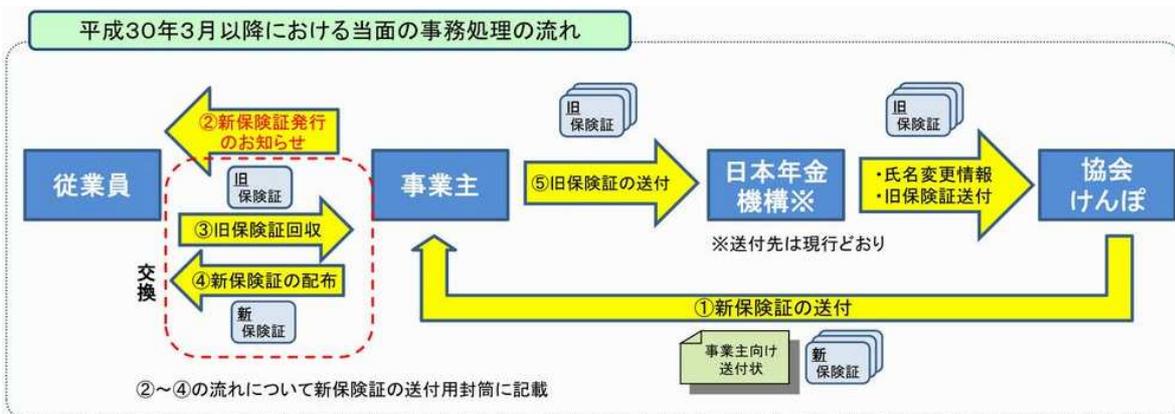
2. 名言名句

「有法子 (ユーファーズ)」 = 「**どんな苦境にも必ずなんらかの打開策がある**」

十河信二 (新幹線の父と言われた「国鉄第4代総裁」の座右の銘 ※有法子は中国語)

3. 法改正等ワンポイント

(1) **健保証の氏名変更について (年金機構HPから)**



① マイナンバーを活用することにより氏名変更情報が協会けんぽにて確認できたときは、**新氏名が記載された保険証を自動作成し、毎月下旬頃に事業所にお届けします**(同時期に他の方の資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届による新保険証が発行される場合には、同封されて送付されます。)

②、③ 事業主の皆さまには、提出した届書(資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届)と受け取った新保険証を照合していただき、照合された保険証は従業員の皆さまへお渡しください。

届書と照合できない新保険証はマイナンバー連携による氏名変更分であるため、従業員の方に、マイナンバー連携による氏名変更届省略が制度的に行われるようになったことにより、新保険証が発行されたことをお知らせし、旧保険証を回収してください。(お知らせは協会けんぽHPでダウンロードすることができます)

④ 旧保険証と交換で新保険証をお渡し下さい。

注:新保険証到着後1か月程度経過しても従業員の方から旧保険証の提出がなかった場合は、ご加入の協会支部へ新保険証をご返送いただくことも可能です。

(2) **住宅手当等を活用して、従業員に会社の近くに住んでもらう試み** <参考情報>

「近距離手当」を活用する企業

居住地をどこにするかは、言うまでもなく各従業員が自由に決定すべきことであり、会社は一切の強制をしてはなりません。その代わりに、**職場の近くに住む従業員に「近距離手当」を支給**することで、自発的に職場の近くに引っ越してもらうという方法があります。

「半径〇km以内」や「本社最寄り駅から〇駅以内」に住む者に対し「月額〇万円支給」という形式が典型的で、**クックパッド、サイバーエージェント**など様々な企業が採用しています。

◆通勤時間は片道 40~50分

NHK が 5 年ごとに行っている「国民生活時間調査」によれば、2015 年の平均通勤時間(往復)は 1 時間 19 分で、1995 年からほぼ変わっていません。都市規模別では東京が最も長く、1 時間 42 分となっています。

◆従業員が職場の近くに住んでくれるメリット

従業員の立場では、必ずしも職場の近くに住みたいとは限りませんが、会社としては、従業員が事業所の近くに住んでくれたほうが嬉しいものです。長時間通勤で疲弊することなく業務で力を発揮できる、通勤手当が低額、緊急の業務や自然災害時の出退勤が容易、といったメリットがあるからです。

4. **統計・情報**

① 厚生労働省は、2017 年「賃金構造基本統計調査」結果を公表した。一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の**月額賃金は、男女計 30 万 4,300 円(前年比 0.1%増)、男性 33 万 5,500 円(同 0.1%増)、女性 24 万 6,100 円(同 0.6%増)**。女性の賃金は過去最高で、男女間賃金格差(男性=100)は、過去最小の 73.4。(2月 28日)

② 厚生労働省は、今国会への提出を目指している働き方改革関連法案の一部を修正し、長時間働いた従業員が労働安全衛生法に基づく医師の面接指導を受けられるよう、労働時間の把握を企業に義務付ける規定を盛り込む方針を固めた。裁量労働制の対象拡大を法案から全面削除するのに伴い、裁量労働制で働く人の健康確保措置の強化策も削除されることを踏まえた措置。(3月 20日)

③ 国土交通省は、建設業界の労働環境改善策をまとめ、2018 年度から国が発注する工事で週休 2 日を確保した場合、人件費の 5%分、建設機械のリース費の 4%分をそれぞれ上乗せして支払うことを決めた。社会保険未加入企業には、建設業の許可や更新も認めない方針。今夏までに仕組みを決めるとしている。(3月 21日)

④ 政府は、**受動喫煙対策を強化する「健康増進法改正案」**を閣議決定した。喫煙者や施設管理者に受動喫煙の防止を義務付け、都道府県などが指導や勧告、命令などを行っても改善されない場合、施設管理者に最大 50 万円、喫煙者に最大 30 万の過料を科す内容。今国会中の成立、東京五輪・パラリンピック前の 2020 年 4 月の全面施行を目指す。(3月 9日)



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

「球春到来」プロ野球も開幕し、新入社員が目立つフレッシュな季節となりました。今春「**引っ越し難民**」という言葉がマスコミに出てきました。3月4月、転職・転勤による引っ越しをしようにも業者の人手が足りず、予定通りに引っ越しができない人が続出しているというもの。この現象は運輸業界に限らず、どの業界でも「**人手不足**」であると言われ、今後は「可能な限りに省力化する」ことがカギになってくると思われます。働き方改革により「**残業抑制→残業代減→購買減少→景気後退**」などの予想もされ、無理無駄のない生活が求められ、最終的には個人レベルでの生活スタイルの見直しが必要になってくるでしょう。これは高度経済成長期とは全く違う時代に突入している事なのだと思います。

個人的な今年のテーマとして「断捨離」があり、コツコツと継続中。なんとか年末までに身のまわりをスッキリとさせたい気持ちであります。

(S)